

亀山市告示第70号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支援金の交付対象者)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内に存する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校に通学し、東京23区内に通勤した者については、(ア)中「<u>通算5年</u>」とあるのは「<u>通算5年（移住の直前に通勤していた者にあつては、通学期間を含む。ただし、</u></p>	<p>(支援金の交付対象者)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内に存する大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校に通学し、東京23区内に通勤した者については、(ア)中「通算5年」とあるのは「<u>通算5年（通学期間を含む。）</u>」と、(イ)中「1年」とあるのは「1年（通学</p>

<p><u>修業年限（高等専門学校にあっては、2年）を上限とする。）</u>」と、  （イ）中「1年」とあるのは「1年（<u>移住の直前に通勤していた者</u>にあっては、<u>通学期間を含む。ただし、修業年限を上限とする。）</u>」とする。  〔（ア）及び（イ） 略〕  〔イ及びウ 略〕  〔（2）及び（3） 略〕</p>	<p>期間を含む。）」とする。    〔（ア）及び（イ） 略〕  〔イ及びウ 略〕  〔（2）及び（3） 略〕</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の亀山市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。